

船橋市総合体育館施設内に掲出する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱（以下「広告掲載に関する要綱」という。）及び船橋市広告掲載基準の規定に基づき、指定管理者が、船橋市総合体育館（以下「総合体育館」という。）施設内への広告物を掲出することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設に係る同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (2) 広告主 総合体育館施設内に自社の製品やサービス等に関する広告物の掲出を行うもの。
- (3) 広告代理店 総合体育館施設内への広告物の掲出に関して、広告主の募集等を行うもの。

(広告掲出の位置・規格)

第3条 広告物の掲出位置及び大きさは、別記1のとおりとする。

(広告物掲出の範囲)

第4条 掲出できる広告物は、広告掲載に関する要綱第3条の規定による。

(掲出期間)

第5条 広告物の掲出期間は、市長が総合体育館を指定管理者として指定した期間とする。

(行政財産の目的外使用)

第6条 指定管理者は、広告物の掲出を行うときは、船橋市公有財産規則（平成26年船橋市規則第61号）に規定する手続き等により許可を受けなければならない。

(広告主等の募集)

第7条 広告主または広告代理店（以下「広告主等」という。）の募集は、指定管理者が定めた方法で行う。

(広告掲出の申請等)

第8条 広告掲出を希望する広告主等は、指定管理者が定めた方法により申請を行う。
2 指定管理者は、広告掲載に関する要綱及び船橋市広告掲載基準に則り審査を行い、広告主等へ通知するとともに、その結果を市長へ報告する。

(広告掲出の取消し)

第9条 市長は、総合体育館への広告の掲出内容が適切でないと判断したときは、広告の掲出を取消することができる。

(広告掲出の取り下げ)

第10条 指定管理者は、広告物の内容等が、広告掲載に関する要綱及び船橋市広告掲載基準に抵触し、またはそのおそれがあると認められることにより、広告掲出を取り下げるときは、書面により市長に報告しなければならない。

(免責事項)

第11条 市は、第9条及び第10条に掲げる事由により、広告物の掲出を行わなかった場合において、一切の責任を負わない。

(広告主等・指定管理者の責務)

第12条 広告主等は、広告の内容その他広告掲出に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 指定管理者は、市長に提出した広告の内容が、広告掲載に関する要綱及び船橋市広告掲載基準、関係法令等に違反していた場合には、広告主等とともに損害賠償等の責任を負うものとする。

3 指定管理者は、広告主等が広告の内容によって第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

4 指定管理者は、広告物の掲出期間中は常に点検を行い、落下その他事故がないように安全な管理を行わなければならない。

5 指定管理者は、広告物の掲出により施設を毀損し、若しくは破損し、または第三者に損害を与えた場合には、広告主等とともに自らの責任と負担において解決しなければならない。

別記1

掲出位置	大 き さ	
	縦	横
(1) トレーニング室	1 6 0 0 mm	6 7 0 mm
(2) リズムエクササイズ室出入口	1 1 0 0 mm	7 0 0 mm
(3) 2階待合スペース	1 1 0 0 mm	7 0 0 mm

附 則

この基準は、平成23年 8月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2年 9月11日から施行する。